



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

口部と液面との間にヘッドスペースが形成されるように液体が充填された可撓性材料製容器内に水蒸気を供給し、それにより、前記ヘッドスペース内の気体の少なくとも一部を前記水蒸気により置換し、

さらに、

前記ヘッドスペース内の気体の少なくとも一部を前記水蒸気により置換した状態で、前記容器の前記口部をキャップにより封止する、容器封止方法。

**【請求項 2】**

可撓性材料製容器内のヘッドスペースに水蒸気を供給する供給手段と、

10

前記容器の口部をキャップにより封止する封止手段とを具備する容器封止装置。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、可撓性材料、例えばプラスチック材料からなる容器を封止する容器封止方法およびこの封止方法を実施する容器封止装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

現在では、可撓性材料、例えばプラスチック材料からなる容器、例えばP E Tボトル内に飲料を充填して消費者に供給することが広く行われている。通常は、容器に飲料を充填した後に容器の口部をキャップ等で封止しており、このような場合には容器の口部と容器内における飲料の液面（以下、適宜「入味線」と称する）との間に空間（以下、「ヘッドスペース」と称する）が形成されている。

20

**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

ところで、特に近年においては前述したように飲料が充填されている容器を加温装置、例えば自動販売機またはウォーマー機器などで45から90程度に加温した状態で販売することが行われている。ところが、容器加温時に容器のヘッドスペース内の気体が膨張することによりプラスチック容器自体が変形する場合がある。特にこのような容器がウォーマー機器内に陳列された状態で加温される場合には、容器が変形して意匠が損われ、商品価値が低下してしまうことに加えて、容器の底部が膨張することによって容器が転倒するという不具合が生じる。容器に所定量の液体を供給した直後の容器の長手方向断面図である図2を参照して、このことを説明する。図2においては容器110は容器110の中心部分に向かって内方に湾曲する底部142を有しており、この底部142周囲には水平面に実際に接触する脚部141が設けられている。キャップにより封止した後の容器110の加温時には底部142が下方に突出するように膨張し（図2の参照番号145を参照されたい）、この膨張部分145が脚部141を越えて突出すると、容器110が転倒するようになる。

30

**【0004】**

このような不具合を解決するために、例えば、特開2003-63571号公報においてはプラスチック容器のヘッドスペースに二酸化炭素ガスを吹き込み、二酸化炭素ガスによってヘッドスペース内の空気の一部を置換し、容器の加温時には二酸化炭素ガスの一部が飲料内に溶け込むことにより、ヘッドスペース内の気体の膨張に基づくプラスチック容器の変形を最小にすることが記載されている。しかしながら、二酸化炭素自体の高温における液体への溶込み量は比較的小さいので、仮に容器のヘッドスペース内全体を二酸化炭素により完全に置換できたとしても、容器加温時の容器ヘッドスペース内の内圧上昇による容器、特に容器底部の変形を抑えるのには限界がある。また、二酸化炭素が液体内に溶け込むことによって、液体は酸性になりわざかながら酸味を呈するようになる。特に容器内に充填される液体が飲料である場合には、二酸化炭素が飲料に溶け込むことによって

40

50

飲料の味覚が当初に想定していた味覚とは異なってくる可能性もある。

【0005】

そこで、本発明者は上記課題を克服すべく鋭意研究を重ねた結果、容器のヘッドスペース内の空気の一部を水蒸気により置換することで上記課題を解決できるとの知見を得て、容器封止方法および容器封止装置を構築し、本発明を完成するに至った。

【0006】

従って、本発明は、液体が充填された容器を加温する際に容器が変形、転倒するのを防止するようにした容器封止方法およびこの封止方法を実施する容器封止装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前述した目的を達成するために1番目に記載の発明によれば、口部と液面との間にヘッドスペースが形成されるように液体が充填された可撓性材料製容器内に水蒸気を供給し、それにより、前記ヘッドスペース内の気体の少なくとも一部を前記水蒸気により置換し、さらに、前記ヘッドスペース内の気体の少なくとも一部を前記水蒸気により置換した状態で、前記容器の前記口部をキャップにより封止する、容器封止方法が提供される。

【0008】

さらに、2番目の発明によれば、可撓性材料製容器内のヘッドスペースに水蒸気を供給する供給手段と、前記容器の口部をキャップにより封止する封止手段とを具備する容器封止装置が提供される。

【0009】

すなわち1番目および2番目の発明によって、容器のヘッドスペース内に吹込まれた水蒸気が自然冷却等により液化して水になるので、容器の加温時に膨張しうる気体は水蒸気の液化分だけ減量することとなる。従って、このような容器を加温したとしても、ヘッドスペース内の気体によって容器自体が変形、特に容器の底部が大幅に膨張するのを避けられ、これにより容器の変形による商品価値の低下に加えて、容器が転倒するのを防止することができる。さらに、1番目および2番目の発明によれば、二酸化炭素によってヘッドスペースを置換した場合とは異なり、元々は水である水蒸気を使用しているために、水蒸気が液化した際にはその大部分が液体、例えば飲料内に溶け込むようになるので、容器の変形、転倒を二酸化炭素の場合よりも妨げることが可能となると共に、液化した水蒸気は極めて小量であり、飲料内に溶け込んだとしても飲料の味覚を変化させるようなことはない。

【発明の効果】

【0010】

各発明によれば、液体が充填された容器を加温する際に容器が変形、転倒するのを防止することができるという共通の効果を奏しうる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

以下、添付図面を参照して本発明の実施形態を説明する。以下の図面において同一の部材には同一の参照符号が付けられている。理解を容易にするために、これら図面は縮尺を適宜変更している。

図1は本発明に基づく容器封止装置を示す略図である。図1に示されるように本発明に基づく容器封止装置1はキャップ担持部Z0、キャップ仮締め部Z1、およびキャップ締め部Z2の三つより構成されている。キャップ担持部Z0においては可撓性材料、例えばプラスチック材料からなる容器110、例えばPETボトルの口部に取り付けられるキャップ100が供給される。図示されるように、キャップ100はキャップ用シート70を通ってキャップ用テーブルフィーダ71上の縁部付近に供給される。キャップ用テーブルフィーダ71は鉛直軸線回りに回転しているので、キャップ100はキャップ用テーブルフィーダ71上において回転することとなる。また、図示されるようにキャッピングヘッド10がキャッピングヘッド10の中心付近に設けられたローラ5によって水平レール

10

20

30

40

50

4上を一方向に移動している。キャッピングヘッド10の先端にはキャップ100を担持するためのチャック50が設けられている。水平レール4の一部分には下降部41が設けられているので、キャッピングヘッド10が水平レール4の下降部41を通過する際にはキャッピングヘッド10は水平レール4と下降部41との間の距離だけ下降する。図示されるようにキャップ担持部Z0における下降部41はキャッピングヘッド10が前述したキャップ用テーブルフィーダ71の縁部付近で下降するよう形成されている。これにより、キャッピングヘッド10が下降する際にはキャッピングヘッド10のチャック50はキャップ用テーブルフィーダ71上のキャップ100を担持できるようになる。

#### 【0012】

一方、キャップ100が取り付けられる容器110は容器110の口部111が上方を向くように適切に配置された後で、図示しないフィラーによって所定量の液体、例えば飲料が充填される。図2は所定量の液体を充填した直後の容器の長手方向断面図である。図2においては容器110は容器110の中心部分に向かって内方に湾曲する底部142を有しており、水平面に実際に接触する脚部141が底部142周りに設けられている。図2に示されるように液体を充填した後の容器110は口部111と液面L(入味線)との間に空間、すなわちヘッドスペースHSが形成されている。このように液体が充填された容器110は当該技術分野において公知のスターホイール(図示しない)によって水蒸気充填部Z1まで供給される。

#### 【0013】

再び図1を参照すると、水蒸気充填部Z1においては水蒸気または水蒸気と他の気体との混合気体が容器110のヘッドスペースHS内に供給される。図1には水蒸気のみを供給する場合の例が示されており、図1に示されるように水源131内の水がポンプ133によって配管130を通じて吸引される。図示されるように加熱部132が水源131の下流に設けられている。この加熱部132は、水を沸騰させるのに十分な温度に設定されている。従って、配管130内の水が加熱部132を通過することによって配管130内の液体の水は気体、すなわち水蒸気に変化する。次いで、この水蒸気は配管130内を流れて吹込部120に到達する。

#### 【0014】

一方、液体が充填された容器110は水蒸気充填部Z1において保持部材60によって把持される。図示されるように保持部材60は二つの保持部61、62を含んでおり、これら保持部61、62が容器110の側面を挟むように把持する。容器110の断面が矩形である場合には、保持部材60の保持部61、62は容器110の両側部を把持することとなる。当然のことながら、容器110の断面が円形であってもよい。

#### 【0015】

図示されるように吹込部120のノズル121は、保持部材60により把持された容器110の口部111の真上に位置決めされている。保持部材60によって容器110が把持された後に、吹込部120のノズル121が容器110の口部111を通ってヘッドスペースHS内まで下降する。次いで、所定の流量の水蒸気がノズル121からヘッドスペースHS内に所定時間だけ噴出され、これにより、ヘッドスペースHS内の空気が水蒸気に置換される。なお、水蒸気の流量はポンプ133または吹込部120の調節部122によって調節できるようになっている。次いで、容器110は水平レール4に対応するように配置された案内レール72およびベース73に沿って水平レール4の下方をキャップ締め部Z2まで迅速に搬送される。

#### 【0016】

前述したようにキャッピングヘッド10のチャック50はキャップ担持部Z0において既にキャップ100を担持している。そして、キャップ締め部Z2においてはキャッピングヘッド10のチャック50が容器110の口部111に対応した位置に配置された後に、水平レール4に設けられた別の下降部41によってキャッピングヘッド10が迅速に下降する。次いでキャッピングヘッド10に備えられたマグネット11をこれに対応するマグネット(図示しない)によって回転させることによりキャッピングヘッド10のスピ

10

20

30

40

50

ドル 1 2 が回転する。これによりキャップ 1 0 0 を担持したチャック 5 0 も同様に回転し、キャップ 1 0 0 の内方ネジ山部と口部 1 1 1 の外方ネジ山部とが螺合して容器 1 1 0 が封止されるようになる。次いで水平レール 4 の下降部 4 1 が終了することによりキャッピングヘッド 1 0 は再び上昇し、キャッピングヘッド 1 0 のチャック 5 0 と容器 1 1 0 とが離間するようになる。最終的に、キャップ 1 0 0 により封止された容器 1 1 0 は別途設けられたスターホイール 7 6 によってキャップ締め部 Z 2 から搬送される。

#### 【 0 0 1 7 】

このように本発明においては容器 1 1 0 のヘッドスペース HS は水蒸気または水蒸気と他の気体との混合気体により置換されるので、キャップ 1 0 0 により封止された容器 1 1 0 のヘッドスペース HS が水蒸気または水蒸気と他の気体との混合気体により概ね充填されることとなる。吹込部 1 2 0 のノズル 1 2 1 から噴射される水蒸気の温度は通常は 8 0

以上であるので、容器 1 1 0 のヘッドスペース HS に充填された直後の水蒸気の温度も同程度の温度でありうる。しかしながら、キャップ締め部 Z 2 において封止された後は容器 1 1 0 は自然冷却されるので、容器 1 1 0 のヘッドスペース HS 内の温度も次第に低下する。これにより、ヘッドスペース HS 内の水蒸気は液化して水になる。つまり、封止後の容器 1 1 0 が冷却されると、液化した水が容器 1 1 0 内の液体、すなわち飲料に溶込むようになる。そして、容器 1 1 0 がキャップ 1 0 0 により封止されているために、容器 1 1 0 のヘッドスペース HS 内の空気は水蒸気が液化した分だけ減量する。すなわちヘッドスペース HS は水蒸気が液化した分だけ減圧することになる。

#### 【 0 0 1 8 】

ところで、飲料を内包した封止後の容器 1 1 0 は販売時には自動販売機またはウォーマー機器などで 4 5 から 9 0 程度に加温した状態に維持される。封止後の容器 1 1 0 がこのような温度にまで加温されると、ヘッドスペース HS 内の空気が膨張するようになる。ところが、本発明においては容器 1 1 0 のヘッドスペース HS は冷却時に液化するので、ヘッドスペース HS 内には水蒸気によって置換されなかつた分の空気及びその温度における飽和水蒸気つまり平衡状態を維持する水蒸気しか存在していない。従って、容器 1 1 0 を加温したとしても、このような残存空気と水蒸気によって容器 1 1 0 は変形、特に容器 1 1 0 の底部 1 4 2 は大幅に膨張しない。従って、本発明においては容器 1 1 0 の変形、特に容器 1 1 0 が転倒するのを防止することができる。さらに、二酸化炭素によってヘッドスペース HS を置換する従来技術においては二酸化炭素の溶け込み量が比較的少ないので加温時における容器の変形を妨げることに限界があったが、本発明においては元々は水である水蒸気を使用しているために、水蒸気が液化した際にはその大部分が液体となり飲料内に溶け込むようになるため、加温時における容器の変形、転倒を従来技術の場合よりも抑えることが可能となる。さらに、本発明においては水蒸気を使用しているために、液化した水蒸気が飲料内に溶け込んだとしても飲料の味覚を変化させるようなことがなくなる。なお、前述した水蒸気の吹込み作用は水蒸気雰囲気下で行うのが好ましく、これにより容器 1 1 0 のヘッドスペース HS 内の空気を水蒸気で置換する置換率を向上させることが可能となる。当然のことながら、飲料が充填された容器を水蒸気雰囲気下に搬入した後で水蒸気雰囲気下において容器 1 1 0 をキャップ 1 0 0 により封止してもよく、また飲料を水蒸気雰囲気下で容器 1 1 0 に飲料を充填し、次いで水蒸気雰囲気下で容器 1 1 0 をキャップ 1 0 0 により封止するようにしてもよく、このような場合であっても本発明の範囲に含まれるのは明らかである。

#### 【 実施例 】

#### 【 0 0 1 9 】

ダミー飲料として水を 2 8 0 mL 充填した容器に対して、1 2 0 の水蒸気を 1 平方センチメートル当たり 2 kg の流量で約 3 秒間だけ吹込み、次いで、容器をキャップにより封止した後に、温度 2 0 の恒温室内に 2 時間放置した。このときの容器のヘッドスペースの体積の平均値および標準偏差と、ヘッドスペース内の空気が水蒸気により置換された置換率とを測定し、これらを表 1 に示す。なお、表 1 においては、水蒸気を吹込んでいなくて他は同条件の比較サンプルの結果も併せて示している。また、表 1 においては水蒸気

10

20

30

40

50

を吹込んだ場合および吹込んでいない場合の容器のサンプル数はいずれも 5 である。

【表 1】

表 1

	吹込み無し	吹込み有り
HS 体積平均値、mL	16.0	13.1
HS 体積標準偏差、-	0.30	0.36
水蒸気置換率、%	-	17.8

(n=5)

10

【0020】

表 1においては水蒸気を吹込まない場合のヘッドスペース HS の体積平均値は 16.0 mL であり、水蒸気を吹込んだ場合の体積平均値は 13.1 mL である。つまり、これら体積平均値の差である 2.9 mL 分の水蒸気が液化したといえる。なお、このときの水蒸気による置換率は 17.8 % である。

【0021】

図 3 は表 1 に示したのと同条件の容器を 75 の恒温槽で所定時間だけ放置したときの放置時間とバッククリング量 A との関係を示す図である。なお、図 2 を参照して分かるようにバッククリング量 A は容器 110 の底部 142 と脚部 141 の下端、つまり床面との間の距離であり、図 2 において仮想線で示されるように底部 142 が膨張している場合には膨張部分 145 の下端と脚部 141 の下端との間の距離がバッククリング量 A である。

20

【0022】

図 3 においては容器を 75 の恒温槽において最大 100 分間放置し、所定時間ごとに容器を取り出して前述したバッククリング量 A を測定した。なお、図 3 における容器のサンプル数は 3 である。図 3 から分かるように、水蒸気の吹込みを行った場合の方が、吹込みを行わない場合よりもバッククリング量 A が大きい、つまり膨張部分 145 が小さくなっている。一方、水蒸気を吹込まなかった場合には放置時間 100 分まで、バッククリング量が連続的に小さく、つまり、容器 110 の膨張部分 145 が連続的に下方に突出しているのが分かる。そして本発明のように水蒸気を吹込んだ場合にはバッククリング量 A は放置時間が約 80 分程度で収束しており、以後はバッククリング量 A の低下は見られない。つまり、水蒸気を吹込んだ場合には或る程度までは膨張部分 145 が成長するものの、膨張部分 145 の成長は容器 110 が転倒し得ない程度のバッククリング量 A において停止する。なお、本実施例における水蒸気の置換率は 17.8 % であるので、この置換率をさらに向上させた場合にはバッククリング量 A はさらに高い値で、つまり膨張部分 145 がさらに小さい状態で、収束することが推測される。

30

【図面の簡単な説明】

【0023】

40

【図 1】本発明に基づく容器封止装置を示す略図である。

【図 2】所定量の液体を供給した直後の容器の長手方向断面図である。

【図 3】放置時間とバッククリング量との関係を示す図である。

【符号の説明】

【0024】

1 ... 容器封止装置

100 ... キャップ

110 ... 容器

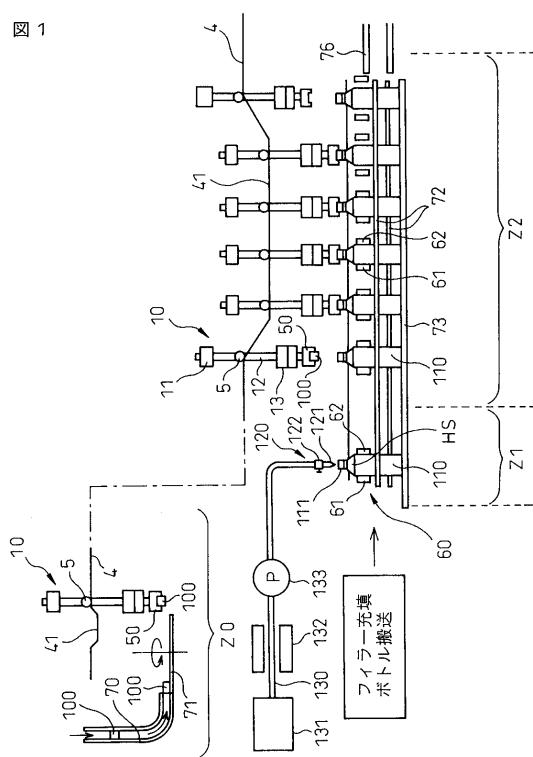
111 ... 口部

120 ... 吹込部

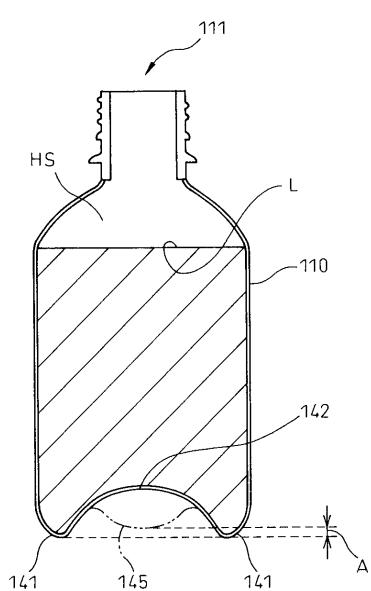
50

1 2 1 ... ノズル  
 1 3 1 ... 水源  
 1 3 2 ... 加熱部  
 1 3 3 ... ポンプ  
 1 4 1 ... 脚部  
 1 4 2 ... 底部  
 1 4 5 ... 膨張部分  
 A ... バックリング量  
 H S ... ヘッドスペース  
 Z 0 ... キャップ担持部  
 Z 1 ... 水蒸気充填部  
 Z 2 ... キャップ締め部

【 四 1 】

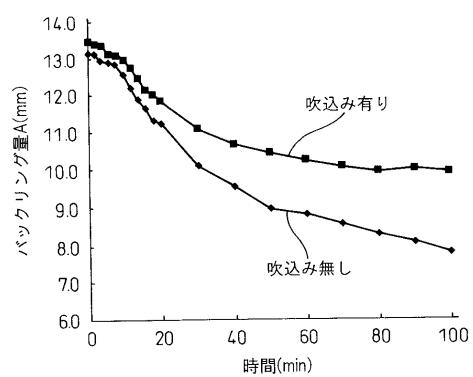


【 図 2 】



【図3】

図3



---

フロントページの続き

(72)発明者 斎藤 義弘

東京都港区元赤坂1-2-3 サントリー株式会社内

Fターム(参考) 3E053 AA02 BA01 DA06 EA03 FA06 JA10  
3E080 AA07 BB03 CD05 DD12 DD14 FF11